

ロシア連邦大統領令

居住者および外国人債権者に対する、額面価格が外国通貨で記載された 国債という形でのロシア連邦の公的債務、 ならびに外国有価証券に係わるその他の債務の暫定的な履行手順について

2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」に追加して、以下を決定する：

1. 以下の通り定める：

a) ロシア連邦が、額面価格が外国通貨で記載された国債（以下、「ロシア連邦ユーロ債」）という形での、属人法にしたがって有価証券に対する権利の管理と移転を行う権利を有する非居住者である外国機関（以下、「外国証券保管機関」）によってそのロシア連邦ユーロ債に対する権利が管理されている居住者および外国人債権者に対する、自らの公的債務を履行することを目的として、ロシア連邦は2011年12月7日付連邦法第414-FZ号「証券集中保管機関について」にしたがって証券集中保管機関とされるノンバンク金融機関（以下、「証券集中保管機関」）に外国証券保管機関の名義で（その代表者が立ち会うことなく）、ルール建てで運用されるタイプ「I」口座開設申請書を送付することができる。

b) タイプ「I」口座は一つにつき複数の外国証券保管機関の名義で開設することができる；

c) タイプ「I」口座の受益者となるのはロシア連邦ユーロ債の保有者、およびロシア連邦財務省がロシア連邦中央銀行と協議して定めた手順によって決められたその他の者（以下、「ロシア連邦ユーロ債保有者」）とする；

d) 2023年9月15日まで（同日を含む）にタイプ「I」口座に入金された金額のインデクシングは、2023年11月23日まで（同日を含む）にロシア連邦ユーロ債保有者名簿に登録されていたロシア連邦ユーロ債の保有者に対しての支払を行うために、ロシア連邦ユーロ債の債務を表示する単位として用いられている通貨のロシア連邦国内為替市場で形成された外国為替レートで、ロシア連邦財務省がロシア連邦中央銀行と協議して定めた手順により実施される。

e) ロシア連邦財務省は本項「d」号の規定を踏まえた上で、証券集中保管機関、ロシアの金融機関およびその他の者との間で、タイプ「I」口座に入金された金額のインデクシングを行うために必要な協定を締結することができる。

f) 2023年9月16日以降にタイプ「I」口座に入金された金額のインデクシングは、目論見書で定められたロシア連邦ユーロ債の定期的な支払日後の91日目にロシア連邦中央銀行によって設定された、ロシア連邦ユーロ債の債務を表示する単位として用いられている通貨の外国為替レートによって行われる。このようなインデクシングは連邦予算の資金を使ってロシア連邦財務省が行う。こうしたインデクシングの手順はロシア連邦財務省がロシア連邦中央銀行と協議の上で定める。

g) タイプ「I」口座の取扱い条件はロシア連邦中央銀行取締役会の決定により定められ、当該決定は2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第7条にしたがって公表される。

2. 証券集中保管機関は以下を行うものと定める：

a) そのロシア連邦ユーロ債に対する権利が証券集中保管機関、または証券集中保管機関の寄託者によつ

て管理されているロシア連邦ユーロ債の保有者（外国人である名目上の保有者を除く）への支払金を、ロシア連邦法で定める手順により、目論見書で設定された期限内に送金する；

b) ロシア連邦ユーロ債に対する権利を管理するために、他の者のために活動している者を含めた者の口座が証券保管機関（以下、「ロシアの証券保管機関」）に対して外国証券保管機関に開設された、そのロシアの証券保管機関に、目論見書で設定された期限内に、証券集中保管機関の照会に応じてロシアの証券保管機関が証券集中保管機関に提供した、当該の口座で管理されているロシア連邦ユーロ債の総数に関する情報にもとづいて、支払金を送金する；

c) 外国証券保管機関の名義で（その代表者が立ち会うことなく）目論見書で設定された期限内にタイプ「I」口座を開設し、設定された期限の到来後に、上記外国証券保管機関がその権利を管理しているロシア連邦ユーロ債の保有者および本項「b」号に記載された情報を証券集中保管機関の照会に応じて同機関に提供したロシアの証券保管機関への爾後の支払金入金のために、ロシア連邦財務省がロシア連邦中央銀行と協議の上で定める手順で算定された金額をこれらの口座に入金する；

d) ロシア連邦の依頼により、外国証券保管機関がその権利を管理しているロシア連邦ユーロ債の保有者に支払金を送金するための保有者名簿を作成する。ロシア連邦ユーロ債の保有者は、証券集中保管機関に対して、ロシア連邦ユーロ債保有者としての権利を証明する、その一覧がロシア連邦財務省によってロシア連邦中央銀行と協議の上で定められる書類（以下、「証明書類」）を提出することを条件に、登録簿に記載される。ロシア連邦ユーロ債保有者から証明書類を受領するために、証券集中保管機関はロシア連邦政府が定めるリストに記載された管轄機関を起用するものとする；

e) 以下の送金を行うために必要な行動を、ロシア連邦財務省がロシア連邦中央銀行と協議の上で定める手順により実施する：

ロシア連邦ユーロ債保有者に対するルーブル建てまたはロシア連邦ユーロ債の債務を表示する単位として用いられている通貨建て金銭の送金；

本項「c」号に記載された、ロシアの証券保管機関へのルーブル建て金銭の送金。

3. 証券集中保管機関がタイプ「I」口座に係わる取引を行う際には、外国証券保管機関の同意または依頼を必要としない。

4. 2023年9月15日まで（同日を含む）にタイプ「I」口座に入金された金銭をその金額とする支払金は、2023年11月24日まで（同日を含む）に証券集中保管機関により、本令第2項「d」号にしたがってロシア連邦ユーロ債保有者名簿に記載されたロシア連邦ユーロ債保有者、および本令第2項「c」号に定めるロシアの証券保管機関に、保有者への送金日付で本令第1項「d」号にもとづいて定められたインデクシングの手順にしたがって算定されたルーブル建て金額で送金される。

5. 2023年11月25日から12月14日までは、2023年9月15日まで（同日を含む）にタイプ「I」口座に入金された金銭のインデクシングは行われぬものとし、上記の口座からの支払金の送金も行われぬ。

6. 2023年12月14日に、タイプ「I」口座からのルーブル建て支払金の送金に係わる証券集中保管機関の債務は、2023年11月25日から12月14日までのロシア連邦国内為替市場で形成されロシア連邦財務省が定めた手順で設定された外国為替レートにより2023年12月14日の取引時間終了時に算定された金額にしたがい、外貨建て支払金の送金に係わる証券集中保管機関の債務に置き換えられ、外国証券保管機関に対する債務の会計処理のための、ロシア連邦ユーロ債の債務を表示する単位として用いられている通貨建てで開設された銀行内口座に、外国証券保管機関内の証券集中保管機関の口座における当該通貨の残高を超えない金額で、ロシア連邦ユーロ債保有者分として反映される。

7. 2023年12月15日からは、本令第2項「d」号にしたがってロシア連邦ユーロ債保有者名簿に記載され

たロシア連邦ユーロ債保有者への支払金の送金は本令第10項にもとづいて外国通貨で行われる。

8. 2023年9月16日からは、目論見書に定められ、2023年9月16日以降に到来するロシア連邦ユーロ債に係わる定期支払日から60日以内に証券集中保管機関に本令第2項「d」号にしたがって書類を提出し、ロシア連邦ユーロ債に係わる定期支払日から90日以内にロシア連邦ユーロ債保有者名簿に記載されたロシア連邦ユーロ債保有者、および本令第2項「c」号に定められたロシアの証券保管機関への支払金の送金は、ルーブル建てで、本令第1項「f」号にもとづいて設定されたインデクシングの手順により支払日付で算定された金額で行われる。

9. 目論見書に定められた、ロシア連邦ユーロ債に係わる定期支払日から91日目に：

a) 証券集中保管機関は本令第8項に定められたロシア連邦ユーロ債保有者、および本令第2項「c」号に定められたロシアの証券保管機関に支払金を送金する；

b) タイプ「I」口座からのルーブル建て支払金の送金に係わる証券集中保管機関の債務は、本令第1項「f」号にもとづくインデクシングを行った時の外国為替レートにより、外貨建て支払金の送金に係わる証券集中保管機関の債務に置き換えられ、外国証券保管機関に対する債務の会計処理のためのロシア連邦ユーロ債の債務を表示する単位として用いられ、該当する起債の目論見書で支払いに用いるものとされている通貨建てで開設された銀行内口座に、外国証券保管機関内の証券集中保管機関の口座における当該通貨の残高を超えない金額で、ロシア連邦ユーロ債保有者分として反映される。

10. 本令に定める場合におけるロシア連邦ユーロ債保有者への外貨建て支払金の送金は、証券集中保管機関により、外国の証券保管機関内の証券集中保管機関の口座にある、ロシア連邦ユーロ債の債務を表示する単位として用いられている通貨の金銭を使って行われる。証券集中保管機関は外国証券保管機関に対して、外貨建て支払金の送金を受けるべきロシア連邦ユーロ債保有者に関する情報、およびロシア連邦ユーロ債保有者が証券集中保管機関に提供した、そこに他の者のために活動する者の口座が開設され、そこでロシア連邦ユーロ債に対する権利が管理されているすべての外国機関に関する情報を提供する。

11. 証券集中保管機関が、本令第2項「d」号にしたがってロシア連邦ユーロ債保有者リストに記載されたロシア連邦ユーロ債保有者のために外国証券保管機関内の証券集中保管機関の口座から外貨建て金銭を送金する旨の指示を、自らが利用可能な方法によって、外国証券保管機関に対して発出した時点で、証券集中保管機関はロシア連邦ユーロ債保有者への支払金の送金に係わる自らの義務をしかるべく履行したものと認められる。

12. 本令第6項および第9項「b」号にしたがって証券集中保管機関が受領した金銭の使用手順を以下のように定める：

a) 金銭は、2022年2月1日から本令の発効日までに発生し、本令の発効日までに履行されなかった、および（または）停止されなかった証券集中保管機関の債務で、その不履行の理由が証券集中保管機関のために外国機関内に開設された口座を介したルーブル建ておよび外貨建て金銭の取引をそうした外国機関が実行しなかったことであるものの履行のために使用される；

b) 支払金の送金に係わる債務（外国有価証券に関する支払に関連する、外貨による源泉徴収および納税に係わる証券集中保管機関の債務であって、支払金の送金に係わる債務の履行日にロシア連邦の国内通貨市場で形成された外国為替レートで算定され、証券集中保管機関が履行する債務を除く）は外貨建て債務の金額と同等で、証券集中保管機関がルーブル建て金銭を受領することになった取引が実行された際に適用された外国為替レートで計算されたルーブル建ての金額で履行される。外貨による源泉徴収および納税に係わる証券集中保管機関の債務は、当該外国有価証券の保有者への支払に充てられるべき金銭を使って履行される。債務の通貨の変更について債権者の同意を得る必要はない；

c) 本項「a」号に記載された証券集中保管機関の債務は以下の優先順位で履行される：

第一に、外国の発行者の株式、外国の発行者の株式に対する権利を証明する外国の有価証券、有価証券に該当しない外国の金融商品、外国投資（株主）信託のユニット（株式）に係わる支払金の送金に関連する、自然人およびオープン型投資信託、上場投資信託の運営会社に対する債務が履行される；

第二に、外債およびロシア連邦ユーロ債に係わる支払金の送金に関連する、自然人に対する債務が履行される；

第三に、外国の発行者の株式、外国の発行者の株式に対する権利を証明する外国の有価証券、有価証券に該当しない外国の金融商品、外国投資（株主）信託のユニット（株式）に係わる支払金の送金に関連する、本号第二段落に記載した者以外の者に対する債務が履行される；

第四に、本号第6段落に記載した債務を除く、証券集中保管機関の顧客に対するその他の債務が履行される；

第五に、外債およびロシア連邦ユーロ債に係わる支払金の送金に関連する、本号第三段落に記載した者以外の者に対する債務が履行される。

d) 履行優先順位が同じ債務は、発生日から暦上の順番にしたがって履行される。各優先順位の支払金の送金に係わる債務は、先行する優先順位の債務がすべて完全に履行された後で履行される。一回の支払の枠内で一つの優先順位の債務を履行するための資金が不足している場合、このような債務は、支払金を受領する権利を有する者を特定した日時点における、権利を行使する者に帰属する有価証券の数量に比例させる形で、部分的に履行される。

13. 本令第12項にしたがって外国有価証券およびロシア連邦ユーロ債に係わる債務を履行するために、証券集中保管機関はロシアの証券保管機関に対して情報を照会するものとし、ロシアの証券保管機関はロシア連邦中央銀行取締役会の決定に定める手順および期限で、照会があった情報を提供しなければならない。

14. ロシア連邦ユーロ債保有者への支払金の送金は、ロシア連邦政府が定めるリストに記載されたロシアの公認金融機関を起用し、以下の条件を遵守して行われる：

a) 外国証券保管機関であるロシア連邦ユーロ債保有者に送金される支払金の金額は、本令第2項「c」号にしたがって以前に支払われた金額分減額される；

b) 外国証券保管機関の寄託者であり、本令第2項「c」号にしたがって、ロシア連邦ユーロ債保有者により証券集中保管機関に証明書類が提出された日以前に支払金を受領した当該ロシア連邦ユーロ債保有者には支払金の送金を行わない。

15. ロシアの証券保管機関は証券集中保管機関から支払金を受領した後、寄託者であるロシア連邦ユーロ債保有者に支払金を送金する。当該の支払金は、ロシアの預託機関が寄託者であるロシア連邦ユーロ債保有者から、支払金額を確定するために必要な情報および書類を受領した後に送金される。情報の内容、書類リスト、その提出期限および支払金の送金期限はロシア連邦財務省がロシア連邦中央銀行と協議の上定める。

16. ロシア連邦ユーロ債のクーポンの金額、または本令第2項「c」号に記載されたロシア連邦ユーロ債保有者に支払われるべきとされる金額は、当該の金銭の支払時点で本令にしたがって行われた金額のインデクシングを踏まえた上で定められる。

17. 2023年9月15日まで（同日を含む）に発生したロシア連邦ユーロ債に係わる発行者の債務は、ロシア連邦ユーロ債の発行者が証券集中保管機関に対して、外国通貨での債務の価格と同等で、目論見書によりロシア連邦ユーロ債に係わる定期支払が予定されている日の時点でロシア連邦国内通貨市場で形成される外国為替レートで算定された金額のルーブル建て金銭を送金した場合に、しかるべく履行されたと認められる。

18. 2023年9月16日以降に発生したロシア連邦ユーロ債に係わる発行者の債務は、ロシア連邦ユーロ債の発行者が証券集中保管機関に対して、外国通貨での債務の価格と同等で、目論見書によりロシア連邦ユーロ債に係わる定期支払が予定されている日に、ロシア連邦中央銀行が設定した公定外国為替レートで、タイプ「I」口座に入金された金銭の本令第1項「f」号にしたがって行われたインデクシングを踏まえて算定された金額のルーブル建て金銭を送金した場合に、しかるべく履行されたと認められる。

19. ロシア連邦政府は10日以内に以下を行うものとする：

a) ロシア連邦ユーロ債保有者の権利を証明する書類をロシア連邦ユーロ債保有者から受領するために起用される管轄機関のリストを策定する；

b) ロシア連邦ユーロ債保有者への支払金の送金のために起用されるロシアの公認金融機関のリストを策定する。

20. ロシア連邦財務省はロシア連邦中央銀行と協議の上、10日以内に以下を行うものとする：

a) 本令第1項「c」号にもとづく、タイプ「I」口座の受益者となる者を決める手順を定める；

b) タイプ「I」口座に入金された金額のインデクシングの手順を定める；

c) 本令第2項「c」号にもとづく、タイプ「I」口座に入金されるべき金額を決定する手順を定める；

d) 本令第2項「d」号にもとづく、ロシア連邦ユーロ債保有者の権利を証明する書類のリストを策定する；

e) 本令第2項「e」号にもとづく、証券集中保管機関がロシア連邦ユーロ債保有者およびロシアの証券保管機関に送金するために必要な行動を実施する手順を定める；

f) 本令第6項にもとづく、証券集中保管機関の債務の置換えを行うための外国為替レートを設定する手順を定める；

g) 本令第15項にもとづく、情報の内容、書類リスト、その提出期限および支払金の送金期限を定める。

21. ロシア連邦中央銀行取締役会は以下を定める決定を10日以内に採択する：

a) タイプ「I」口座の取扱い条件；

b) 本令第13項にもとづく、証券集中保管機関が情報を提供する手順および期限。

22. 以下の通り、公式の解説を行う権利を付与する：

a) ロシア連邦中央銀行に一本令第12項および第13項を適用する問題について；

b) ロシア連邦財務省に一本令を適用するその他の問題について。

23. 2022年6月22日付ロシア連邦大統領令第394号「居住者および外国人債権者に対する、額面価格が外国通貨で記載された国債という形でのロシア連邦の公的債務の暫定的な履行手順について」（ロシア連邦法令集、2022年、第26号、掲載番号4461）を失効したものと認める。

24. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年9月9日

第665号